

保有土地活用促進システム運営規則

保有土地活用促進システムの運用については、この保有土地活用促進システム運営規則（以下「運営規則」という。）の定めるところによる。

（総則）

第1条 この運営規則は、保有土地活用促進システムの運用に関する手続き等を定め、業務の適正かつ円滑な遂行に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この運営規則において「保有土地活用促進システム」（以下「システム」という。）とは、埼玉県土地開発公社（以下「運営主体」という。）が運営し、公共事業代替地に関する情報を円滑に提供できるように、土地開発公社等のシステム参加者間で当該情報を共有するものをいう。

2 この運営規則において、「参加者」とは、このシステムに参加している埼玉県内の土地開発公社、市町村及び公共事業施行者（国、県及び市町村）をいう。

3 この運営規則において、「需要情報」とは、このシステムの参加公共事業施行者側から提供される代替地希望情報をいう。

4 この運営規則において、「供給情報」とは、代替地として活用されることを希望するこのシステムの参加土地開発公社及び市町村側（以下「参加公社等」という。）から提供される参加公社等の保有土地の情報をいう。

（システム参加者の登録）

第3条 このシステムへの参加を希望する者は、運営主体に申し出ることとする。

2 運営主体は、前項の申し出を受けたときは、申し出を行った者に対して、認証番号及び暗証番号を付与するものとする。

（需要情報及び供給情報の提供）

第4条 需要情報又は供給情報の提供を希望するシステム参加者は、別添の保有土地活用促進システム登録要領に従って、直接需要情報又は供給情報を登録できるものとする。

（需要情報への応答）

第5条 需要情報に適合する代替地に関する情報を当該需要情報を提供した参加公共事業施行者に提供しようとする者は、直接当該参加公共事業施行者に連絡するものとする。

2 参加公共事業施行者は、前項の連絡を受けた後、契約の締結に至ったときは、自ら契約に係る需要情報を抹消しなければならない。

（供給情報への応答）

第6条 供給情報に係る代替地の取得を希望する参加公共事業施行者は、当該供給情報の提供者に直接連絡するものとする。

2 供給情報の提供者は、前項の連絡を受けた後、契約の締結に至ったときは、自ら契約に係る供給情報を抹消しなければならない。

（運営規則の変更）

第7条 運営主体は、必要に応じ、運営規則を変更することができる。

2 運営主体は、前項の変更を行ったときは、システム参加者に周知することとする。

(参加者の喪失)

第8条 運営主体は、この運営規則に違反し、又はシステムの運用に混乱を生じさせたシステム参加者からシステムの参加資格を喪失させることができる。

(有効期間)

第9条 この運営規則の有効期間は、システムが存する間とする。

保有土地活用促進システム登録要領

保有土地活用促進システム運営規則第4条の保有土地活用促進システム登録要領は以下のとおりとする。

I 需要情報

希望する代替地の情報については、下記の要領に従って登録作業を行ってください。

「種別」、「公共事業者」、「代替地希望担当者」、「電話番号」、「FAX番号」、「メールアドレス」、「情報提供日」及び「有効日付」の欄は、必ず記載してください。

- (1) 「種別」の欄には、「指定なし」（種別の限定を行いたくない場合は、これを選択してください。）、「住宅地」、「店舗用地」、「工場用地」、「農地」、「その他」（例えば山林、公共施設等）のうちから該当するものを選択のこと。
- (2) 「面積（㎡）」の欄には、希望する代替地面積を記載のこと。
- (3) 「所在地」の欄には、住所（市区町村名、大字、字等）や最寄駅等を記載することにより、希望する所在地を明らかにすること（第○希望まで記載可能）
- (4) 「価格（円）」の欄には、購入希望価格を記載のこと。
- (5) 「備考」の欄には、他の欄で記載した事項以外に、代替地を希望する地権者の要望（例えば、病院や保育所が近傍にあること等）、代替地の具体的な用途その他公共事業施行者が記載を希望する事項を記載のこと。
- (6) 「公共事業施行者」の欄には、公共事業施行者名及び担当部署を記載のこと。
- (7) 「代替地希望担当者」の欄には、担当者名を記載のこと。ただし、用地取得を他の者に委託等を行っている場合には、当該第三者の担当部署及び担当者名を記載してもよいこととする。
- (8) 「電話番号」、「FAX番号」及び「メールアドレス」の欄には、「担当者」の欄に記載した者に係るものを記載のこと。
- (9) 「情報提供日」の欄には、希望する代替地の情報を登録する日を記載のこと。
- (10) 「有効日付」の欄には、需要情報として提示されることを希望する期間の最終日を記載のこと。ただし、情報提供日を含む年度末の日を超えない日を記載のこと。

II 供給情報

代替地として提供を希望する保有土地の情報については、下記の要領に従って登録作業を行ってください。

「種別」、「所在地」、「交通機関」、「最寄り駅等」、「所要時間」、「土地面積㎡」、「価格」、「都市計画」、「供給情報提供者」、「物件担当者」、「電話番号」、「FAX番号」、「メールアドレス」、「情報提供日」及び「有効日付」の欄は、必ず記載してください。

- (1) 「種別」の欄には、「住宅地」、「店舗用地」、「工場用地」、「農地」、「その他（山林等）」のうちから該当するものを選択してください。

- (2) 「所在地」の欄には、最低限市区町村名は記載のこと。
- (3) 「交通機関」の欄には、利用可能な鉄道等の路線名を記載のこと。
- (4) 「最寄り駅等」の欄には、最寄り駅又はバス乗換駅を記載のこと。
- (5) 「所要時間(分)」の欄には、最寄駅からの徒歩所要時間、又は、バス乗換駅から最寄りのバス停留所までの所要時間及び最寄りのバス停留所からの徒歩所要時間を記載のこと。
- (6) 「地目(現況)」の欄には、「宅地」、「田」、「畑」、「雑種地」「山林」、「原野」、「その他」のうちから該当するものを選択のこと。
- (7) 「地目(公簿)」の欄には、「宅地」、「田」、「畑」、「雑種地」、「山林」、「原野」、「その他」のうちから該当するものを選択のこと。
- (8) 「土地面積(m²)」の欄には、実測には実測面積を、公簿には公簿上の面積を記載のこと。
- (9) 「価格(円)」の欄には、売却希望価格を記載のこと。
- (10) 「m²単価(円)」の欄は、実測面積を分母として算出すること。
- (11) 「都市計画」の欄には、「市街化区域」、「市街化調整区域」、「無指定」、「都市計画外」のうちから該当するものを選択のこと。
- (12) 「用途地域」の欄には、「都市計画」の欄が「市街化区域」の場合に、「第1種低層住居専用地域」、「第2種低層住居専用地域」、「第1種中高層住居専用地域」、「第2種中高層住居専用地域」、「第1種住居地域」、「第2種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」、「工場専用地域」のうちから該当するものを選択のこと。
- (13) 「接面道路(幅員・方位)」の欄については、幅員(単位はm)を記載するとともに、方位を「指定なし」、「東」、「西」、「南」、「北」、「南東」、「南西」、「北東」、「北西」のうちから該当するものを選択のこと。
- (14) 「私道負担(m²)」の欄には、私道負担面積を記載のこと。
- (15) 「セットバック(m²)」の欄には、セットバック面積を記載のこと。
- (16) 「建ぺい率(%)」及び「容積率(%)」の欄には、数値を記載のこと。
- (17) 「供給処理施設等」の欄には、上下水道、電気、ガス等の施設のうち設置されているもの及びその種類を記載のこと。
- (18) 「学区」の欄には、所在地の住民が通学することとなる小中学校名を記載のこと。
- (19) 「スーパー等」の欄には、近傍にあるスーパー、商店等を記載のこと。
- (20) 「土地権利」の欄には、所有権、地上権、定期借地権等代替地を希望する地権者が当該土地について取得できる権限を記載のこと。
- (21) 「その他の権利」の欄には、(根) 抵当権、地上権等当該土地に設定されている権利を記載のこと。
- (22) 「国土法」の欄には、国土法上必要となる手続きの有無について記載のこと。
- (23) 「その他法令上の制限」の欄には、他の欄で記載した内容以外の法令上(農地法等)の制限を記載のこと。
- (24) 「引渡時期」の欄には、可能な限り日付まで記載のこと。

- (25) 「備考」の欄には、他の欄で記載した事項以外に、近傍に所在する施設、古家が存在する場合はその旨その他供給情報提供者が記載を希望する事項を記載のこと。
- (26) 「供給情報提供者及び担当部署」、「物件担当者」、「電話番号」、「F A X番号」及び「メールアドレス」の欄には、システム参加者でありこの供給情報を担当する者について記載のこと。
- (27) 「情報提供日」の欄には、代替地として提供を希望する保有土地情報を登録する日を記載のこと。
- (28) 「有効日付」の欄には、供給情報として提示されることを希望する期間の最終日を記載のこと。ただし、情報提供日を含む年度末の日を超えない日を記載のこと。